

平成28年4月1日から 指定ごみ袋 制度が始まります

来年の4月1日から、「もやすごみ」と「こわすごみ」は、市指定のごみ袋を使って、ごみステーションに出していただくようになります。

どうして指定ごみ袋にするの？

豊橋市では、家庭ごみを持ち出すときは透明または半透明の袋を利用するようお願いしていますが、ダンボール箱や紙袋、中身が見えない袋でごみ出しされることがあります。マナー違反のごみ出しは、ごみステーションが乱雑になったり、ごみ収集時のけがや車両火災にもつながったりします。そこで、ごみ分別やごみ出しマナーの徹底、市外からのごみの持ち込みを防止するために、指定ごみ袋制度を導入します。

■指定ごみ袋導入の目的

- ごみ分別やごみ出しマナーの徹底
- ごみステーションの乱雑化の防止
- 事業系ごみや市外からのごみの持込防止
- ごみ収集作業の安全確保と迅速化
- ごみ減量やリサイクルへの意識向上

指定ごみ袋で出すのはどんなごみ？

指定ごみ袋制度の対象になるのは、ごみステーションで収集する「もやすごみ」と「こわすごみ」です。それぞれ専用の指定ごみ袋を使ってごみを持ち出していただきます。

「プラスチック(資源)」や「布類」などのその他のごみは、今まで通り、透明または半透明の袋で出すことができます。



もやすごみ用の指定袋は、白色半透明の袋に赤文字(右)
こわすごみ用の指定袋は、白色半透明の袋に黒文字(左)

指定ごみ袋はどこで買えるの？

今まで通り、市販のごみ袋を取り扱っている販売店で購入できる予定です。また、指定ごみ袋の販売は、年内に開始する予定です。

指定ごみ袋制度はいつから始まるの？

平成28年2月1日【試行期間開始】
平成28年4月1日【完全実施】

試行期間内は、指定ごみ袋に加えて、透明または半透明の袋でも「もやすごみ」「こわすごみ」を持ち出すことができます。

完全実施後は、指定ごみ袋以外で出された「もやすごみ」「こわすごみ」は収集されません。

※指定ごみ袋制度については、本紙や全世帯配布チラシ、市民説明会などを通じて順次お知らせしていきます

問い合わせ 環境政策課

(西館5階 ☎ 51・2454)

とよはしの清掃キャラクター「そうじろう」



袋のサイズは
45ℓ、30ℓ
20ℓ、10ℓ

平成27年度市民税・県民税のお知らせ

問い合わせ

市民税課（西館2階 ☎51・2209）
<http://www.city-toyohashi.lg.jp/2601.htm>

平成27年度市民税・県民税は平成26年中（平成26年1月1日～12月31日）の所得に対して課税されます。そのため、現在は収入がなくても市民税・県民税が課税されることがあります。

課税明細および納税通知書兼決定通知書を発送しました

普通徴収（納付書または口座振替を利用して納める方法）、公的年金からの特別徴収（天引き）の方へ6月12日に課税明細および納税通知書兼決定通知書（以下、納税通知書）を発送しました。課税明細、徴収税額などを①納税通知書で確認してください。なお、給与からの特別徴収の方は、②特別徴収税額の決定通知書を5月中旬に勤務先へ発送しました。

部に記載してあります。詳しくは同封の「課税明細等の見方」をご覧ください。

➤納付書が同封されている方
 課税明細などの内容を確認し、納期限までに金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。詳しくは、納付書裏面を参照してください。

➤納付書が同封されていない方
 ・口座振替を利用している方
 納税通知書の右上記載の口座から設定された方法により引き落としされます。

・年金から特別徴収される方
 公的年金収入のみの方で、平成26年度に市民税・県民税が特別徴収されていた方は、引き続き公的年金から特別徴収されます。詳しくは、後述の「平成27年度の公的年金分の市民税・県民税の納付方法」をご覧ください。

■収入が複数ある方
 給与や公的年金、事業所得などの複数の収入がある方は、①の納税通知書と、②の決定通知書が届く場合があります。この場合は、納税通知書や同封のチラシにて、給与（年金）から特別徴収される金額や普通徴収の金額を確認し、それぞれの納付方法で納めてください。※公的年金から特別徴収される市民税・県民税は、年税額のうち公的年金分にかかる税額のみとなります。

■平成27年度の公的年金分の市民税・県民税の納付方法
 すでに公的年金から特別徴収されている方は平成27年度も継続して、公的年金から特別徴収されます（表1）。

■現在まで公的年金から特別徴収されていない方、または公的年金からの特別徴収が途中で中止になった方
 次の(1)～(4)のすべての条件にあてはまる方は、平成27年10月支給分の公的年金から特別徴収が開始されます（表2）。

■表2 納付方法（平成27年度から、公的年金からの特別徴収が始まる方）

納期／納期限	徴収税額	徴収方法
第1期分／6月30日	年税額の4分の1ずつ	普通徴収（納付書または口座振替）
第2期分／8月31日		
10月	年税額の6分の1ずつ	特別徴収
12月		
来年2月		

■表1 納付方法（平成26年度から継続して、公的年金から特別徴収される方）

納期	徴収税額	徴収方法
4月	前年度の2月に特別徴収した額と同額（仮特別徴収税額）ずつ	特別徴収
6月		
8月		
10月	年税額から上半期の仮特別徴収税額を差し引いた額の3分の1ずつ	特別徴収
12月		
来年2月		

よくある質問

問 年金生活者ですが納税通知書が届きました。なぜですか？
 答 公的年金（日本年金機構や年金基金からの年金）は雑所得という所得区分に含まれ、課税の対象となります。そのため、年金生活の方でも市民税・県民税がかかる場合があります。

問 公的年金の収入が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下だったので確定申告をしませんでしたが昨年より税額が増えました。なぜですか？
 答 生命保険料、社会保険料（年金からの天引き分以外）などの控除がある方は市民税・県民税の申告をしないと、これらの控除がない状態で課税されるため税額が高くなる可能性があります。控除を追加する場合は市民税課で申告をお願いします。

問 配偶者の扶養になっているのに納税通知書が届きました。なぜですか？
 答 平成26年中の合計所得金額が38万円以下の方は配偶者の扶養として入れますが、32万円を超えると、ご自身にも市民税・県民税がかかる場合があります。